次のとおり企画競争に付する。

令和６年４月11日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　企画競争に付する事項

　　令和６年度障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練「知識・技能習得訓練コース」

２　企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

　(1)　次に掲げる要件を満たすこと。

　　 ア　障がい者の態様に配慮した指導ができる専門知識、能力、経験を有する講師が確保されていること。

　　 イ　訓練を適切に運営できる組織体制、職員数を有し、障がい者の態様に応じた訓練の実施に必要な設備等を有すること。

　　 ウ　２年続けて訓練終了後の就職率が30％を下回った場合は、前年度と同内容での提案は認めない取扱いとし、受託希望機関は、より効果的な訓練が実施されるよう、訓練内容の見直しを行った上で事業提案を行うものとする。また、訓練終了後の就職率が30％を下回った場合で、かつ翌年度の訓練実施を希望する場合は、受託機関に対して訓練内容に係る改善指導又は助言を行うことがあること。

　(2)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者である

　　　こと。

(3)　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

(5)　最近１年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6)　事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その

経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(7)　企画提案書等申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託

契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月５日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

(8)　企画提案書等申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成７年２月９日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年６月６日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年３月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。

３　契約予定人の選定方法

　　選定委員会で企画提案書の評価を行い、契約予定人として決定する。なお、予算の範囲内において、複数の者を契約予定人として決定することができるものであること。

４　企画競争に関する募集要領等資料の配布

　(1)　配布期間

　　　 令和６年４月11日（木）　から　令和６年５月８日（水）　まで

　(2)　配布方法

本プロポーザルの実施については、県の公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）において公表する。資料は同ページで配布する。

　　　　※ ホームページのアドレス： <http://www.pref.iwate.jp/>

　　　　　（トップページ ＞ 入札・コンペ・公募情報 ＞ コンペ ＞ コンペ参加者募集情報）

　　　　※ ＵＲＬ https://www.pref.iwate.jp/kensei/nyuusatsu/compe/sanka/1028478.html

５　企画競争に係る説明会の開催

　　企画競争に係る説明会は開催しない。

６　企画提案書の提出期限等

　(1)　提出期限

　　　 令和６年５月８日（水）17時必着

　(2)　提出場所

　　　 岩手県商工労働観光部定住推進・雇用労働室雇用推進担当

　　　 所在地：〒020-8570　岩手県盛岡市内丸10番１号（岩手県庁２階）

　(3)　提出方法

　　　 持参又は郵送とする。

７　選考委員会の開催

　　令和６年５月14日（火）予定

　※　詳細については、別途通知するもの。

８　企画提案書の無効

　　企画競争参加資格を満たさない者及びその他企画競争の参加条件に違反した者の企画提案書は無効とする。

９　その他

　(1)　企画提案書の提出に係る費用等は提案者が負担する。

　(2)　選定委員会の審査員は公表しない。